

総合評価落札方式（試行）について

令和8年度
工事契約等研修



1. 総合評価落札方式の概要について
2. 対象工事について
3. 評価タイプ区分について
4. 落札者決定の方法について
5. 評価項目について
6. 前年度からの変更点
7. 技術資料の各種様式について
8. 技術提案等の評価結果の開示について
9. 技術提案等の履行確認について
10. 「災害」にともなう総合評価方式の特例措置について

以下の資料は、大分県公共工事入札管理室HPにて確認することができます。

- 総合評価落札方式（試行）ガイドライン
- 評価基準表（標準例）
- 関係様式（標準例）等

[URL]

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/17050/sougouhyouka-no-sikonituite.html>

1. 総合評価落札方式の概要について

■ 総合評価落札方式とは

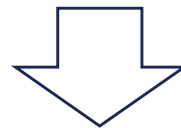
- ・入札において、価格（安さ）だけではなく、企業の能力（「企業の技術力」や「地域・社会貢献度」）も評価し、落札者を決定する方式のこと。

■ 背景

- ・全国的な建設投資の大幅な減少により、低価格での入札が多発
⇒総合評価の早期導入と拡大が求められるようになった。

平成17年：「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」の施行

平成18年：「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」の改正
全国知事会「都道府県の公共調達に関する指針」の緊急報告・承認



大分県でも、平成18年度から制度を導入

2. 対象工事について

総合評価落札方式（試行）ガイドライン【発注者用】：目次2

■対象工事

予 定 価 格：5千万円以上 ※建築一式工事は1億円以上

契約締結方式：一般競争入札（要件設定型含む）

大分県の入札制度概要（土木一式工事の標準例）

設計金額 (予定価格)	発注・格付基準	契約締結方式	落札者決定方式			設計金額 (予定価格)
30.2億円	特定JV (共同企業体)	一般競争入札	総合評価落札方式 (個別協議)			30.2億円
5億円	※仮契約、議会 承認後に本契約	(要件設定型) 一般競争入札	総合評価落札方式 (施工計画等評価タイプ) <標準型> <施工実績重視型 (旧 技術提案重視型)>	施工計画 30点 実 績 20点 計 50点	課題 3 題	5億円
3億円	A等級 (特定建設業 許可)			施工計画 20点 実 績 20点 計 40点	課題 2 題	3億円
2億円	※一部工事で JV適用拡大			施工計画 10点 実 績 10点 計 20点	課題 1 題	2億円
8,000万円			総合評価落札方式 (施工実績等評価タイプ) <標準型> <技術者育成型 (旧 企業実績重視型)>	実 績 10点	課題なし	8,000万円
5,000万円	A等級	指名競争入札	価格競争のみ			5,000万円
4,000万円	B等級					4,000万円
2,000万円	C等級					2,000万円
800万円	D等級					800万円

3. 評価タイプ区分について

■評価タイプ区分

総合評価落札方式（試行）ガイドライン【発注者用】：目次3～4

（１）施工実績等評価タイプ〔実績タイプ〕

■対象工事

- 予定価格：5千万円以上2億円未満 ※建築一式工事は1億円以上2億円未満
- 内 容：施工規模が比較的小さく、簡易な工事で、企業や配置予定技術者の施工実績が優れ、地域に精通した企業を評価する。

〔評価項目〕

企業の施工実績、配置予定技術者の能力、地域・社会貢献度

（２）施工計画等評価タイプ〔計画タイプ〕

■対象工事

- 予定価格：2億円以上
- 内 容：施工規模が大きく、施工難易度も高い工事で、技術力を重視し、より施工能力の高い企業を評価するタイプ

〔評価項目〕

施工計画（技術提案）、企業の施工実績、配置予定技術者の能力、地域・社会貢献度

※予定価格が大きくなると技術評価点に対する施工計画の配点が大きくなる（より技術力が求められる）

〔施工計画（技術提案）課題の例〕

工事目的物の品質確保：コンクリートの品質確保対策、溶接の品質確保対策

工事施工時の品質確保：周辺環境対策（騒音・振動）、歩行者等の安全対策

※評価タイプ区分は、「評価タイプ変更」（「工事担当編」参照）や「災害に伴う特例措置」（「工事経理編」参照）により変更は可能

<土木一式工事の課題数及び配点の標準例>

評価タイプ	施工規模 (予定価格)	施工計画（技術提案）				企業等 実 績	合 計
					最 高 評価点	最 高 評価点	最 高 評価点
		課題数	提案数	点数※			
施工実績等 評価タイプ	5千万円以上 2億円未満					10	10
施工計画等 評価タイプ	2億円以上 3億円未満	1	5	2	10	10	20
	3億円以上 5億円未満	2	10	2	20	20	40
	5億円以上	3	15	2	30	20	50

※1 提案あたりの最高点数を示す。

4. 落札者決定の方法について

■落札者決定の方法

- 入札参加者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

○各値の算出方法

$$(1) \text{ 評 価 値 } = \text{ 技術評価点 } / \text{ 入札価格 } \times (\text{定数 } 1,000,000)$$

※評価値は少数第5位まで（第6位を四捨五入）

$$(2) \text{ 技術評価点 } = \text{ 標準点 (100点) } + \text{ 加算点 (0～50点) } + \text{ 施工体制評価点 (0～15点) }$$

※評価値は少数第5位まで（第6位を四捨五入）

$$(3) \text{ 加 算 点 } = (\text{入札参加者の各評価項目の合計点} / \text{最高評価点}) \times [10点 \sim 50点]$$

(4) 施工体制評価点の算出方法

- ①入札価格が低入札価格調査基準価格以上の入札参加者：15点
- ②入札価格が低入札価格調査基準価格未満の入札参加者：0点

5. 評価項目について

総合評価落札方式（試行）ガイドライン【発注者用】：目次7

■評価項目について

- ・ 予定価格と工事種別により評価項目を決定する。
- ・ 評価項目は右表のように、「企業の技術力」（「施工計画」「企業の施工実績」「技術者の能力」）を求める項目や「地域・社会貢献度」（「地理的条件」、「県内企業の活用」など）の項目がある。

<評価項目の適用一覧表>

評価視点	評価項目	施工実績等評価タイプ		施工計画等評価タイプ	
		標準型	技術者 育成型 (旧 企業実 績重視型)	標準型	施工実績 重視型 (旧 技術課 実績重視型)
企業の技術力	施工計画	—	—	○	○
	企業の施工実績	過去10年間の同種工事の施工実績	○	○	○
		過去4年間の工事成績評定点の平均値	○	○	—
		過去1年間の優良工事表彰履歴	—	○	—
		ワーク・ライフ・バランス関連の認定・表彰等	○	○	○
		指名停止等措置	○	○	○
		過去2年間の「契約後 VE 提案採用」	—	選択	選択
		「おおいた木の良さを生かした建築賞 2025」の受賞	—	選択	—
	配置予定技術者の能力	過去10年間の同種工事の施工経験	○	○	○
		主任技術者の保有する資格	○	—	—
		過去4年間の工事成績評定点の最高点	○	—	—
		過去2年間の優良工事担当履歴	○	○	—
		C P D (継続教育)の取組状況	○	○	○
		専門資格の保有	○	○	○
		技能者（建設マスター・登録基幹技能者）の活用計画	○	○	○
地域・社会貢献度	地理的条件（地域精通度）	建設業法上の主たる営業所(本店)の所在地	○	○	○
	防災活動等による貢献	大分県管理の公共施設を対象とした防災協定	○	○	○
	県内企業の活用	当該工事に係る大分県内企業の活用計画	○	○	○
	特定工事（業務）の受注実績	過去2年間の特定工事（業務）の受注実績	選択	選択	—
	ボランティア活動による貢献	過去1年間のボランティア活動	選択	選択	選択

5. 評価項目について

■ 評価項目（企業の施工実績）

総合評価落札方式（試行）ガイドライン【発注者用】：目次6

○ 同種工事の施工実績

【評価基準等】

- 対象期間：過去10年間の同種工事（〇〇工事※¹）の施工実績
※¹ 21ページ参照
- 対象金額：請負代金額2千5百万円※²以上の同種工事の施工実績
※² 「解体工事」は、請負代金額1千万円以上（民間工事は2千5百万円以上）
- 対象区分：国又は県発注工事と国・県以外の公共工事を区分
※ 建築系工事の場合、「公立大学法人（芸短大、看護大）」の発注工事は大分県発注工事と同等に取り扱う。
ただし、「公立大学法人（看護大）」は平成30年4月1日以降に履行したものを対象とする。
※ 「解体工事」に限り、民間工事も評価対象とする

【適用工事】

- 土木工事及び建築系工事の全ての工種

< 評価基準（例） >

評価項目	評価基準	配 点		
		標 準	橋梁新設	建築工事
過去 10 年間の同種工事 （〇〇工事）の施工実績	国又は県の実績あり	1.0	2.0	1.0
	国・県以外の公共工事の実績あり	0.5	1.0	0.5
	上記以外	0.0	0.0	0.0

【証明書類】

- CORINSデータの写し等必要事項が確認できるもの。

[注意点]

- 同種工事の施工実績が競争入札参加資格となる案件で内容が確認できない場合は入札無効とする。
- 評価対象となる同種工事、発注機関は入札公告で確認すること。
- 評価対象となる同種工事に不明な点があれば、発注機関に対し、具体的に確認すること。
- 同種工事であること等が提出資料で確認できない場合は評価しない。
- 評価対象の確認事項は以下のとおり。
対象期間、発注機関、請負金額、発注業種、同種工事区分（工事概要）、出資比率（JVで施工した工事の場合）
- CORINSデータの写しはJACIC（日本建設情報総合センター）の証明印があるものとする。

[不備事例等]

- CORINSデータをWebから出力したものを提出し、証明印がない。
- 業種が発注業種と異なる。
- 技術資料提出期限までに履行していない工事を記載している。

5. 評価項目について

総合評価落札方式（試行）ガイドライン【発注者用】：目次6

■評価項目（企業の施工実績）

○ 工事成績評定点

【評価基準等】

- ・対象期間：過去4年間※の同業種工事の工事成績評定点の平均点
※ 建築系工事は過去5年間を対象とする。
- ・対象金額：最終設計金額5百万円以上の同業種工事の工事成績評定点
※ 土木一式工事は請負代金額3千5百万円以上
- ・対象区分：大分県土木建築部発注工事
※ 「橋梁上部新設工事」は農林水産部発注工事も対象とする。
※ 建築系工事の場合、「教育庁（教育財務課）」「公立大学法人（芸短大、看護大）」の発注工事は土木建築部発注工事と同等に取り扱う。

【適用工事】

- ・土木工事及び建築系工事の全ての工種
※ ただし、「施工実績重視型（旧 技術提案重視型）」には適用しない。

【証明書類】 不要

<評価基準（例）>

評価項目	評価基準	配点
過去4年間の 工事成績評定点の平均値	82点以上	2.0
	80点以上 82点未満	1.8
	78点以上 80点未満	1.5
	76点以上 78点未満	1.3
	74点以上 76点未満	1.0
	上記以外	0.0

[注意点]

- ① 評価対象の発注機関、業種等を入札公告で確認すること（JVも含む）。
- ② 工事成績評定点は、事前に発注機関で確認できる。
- ③ 合併等をしている場合は、対象となる消滅会社等の評定点を含めて記載すること。
- ④ 記載もれ、誤記により配点区分が変わるので注意すること（公告に記載）。
例1 評定点の記載がない場合、**評価点〇点**とする。
例2 成績が低い工事の記載もれ等により本来より高い評価点を記載している場合、**評価点〇点**とする。
例3 成績が高い工事の記載もれ等により本来より低い評価点を記載している場合、**記載した評価点**とする。
- ⑤ 災害復旧事業の応急工事と発注者から評価対象外と通知された工事は評価対象外とする（公告に記載）。
※ H28.3.1公入管第511号・工検第734号：「総合評価落札方式において評価対象外とする工事成績評定点について」参照

[不備事例等]

- ・対象期間外の成績を含めて記載している。
- ・業種が発注業種と異なる。
- ・合併した会社で消滅会社の評定点が記載されていない。
- ・評価対象の評定点が記載漏れしている。
- ・対象外の発注機関の評定点を記載している。

5. 評価項目について

■評価項目（企業の施工実績）

○優良工事表彰履歴

【評価基準等】

- 対象期間：前年度の優良工事表彰履歴
※ 評価対象は、発注業種区分に限る。
なお、「一般土木工事」と「とび・土工・コンクリート工事」は対象工種を限定
- 対象金額：全ての優良工事表彰履歴
- 対象区分：木建築部長表彰、工事検査室長表彰及び土木事務所長表彰を区分

【適用工事】

- 「施工計画等評価タイプ」を適用する全ての工種
※ 「施工実績重視型（旧 技術提案重視型）」には適用しない。

【証明書類】

- 不要

総合評価落札方式（試行）ガイドライン【発注者用】：目次6

<評価基準（例）>

評価視点	評価項目	配点
令和●年度の 優良工事表彰履歴	土木建築部長表彰	0.2
	工事検査室長表彰 or 土木事務所長表彰	0.1
	上記以外	0.0

<業種・工種区分表>

業種区分（29業種）	工種区分	優良工事担当履歴・ 契約後VE提案採用対象工種
土木一式工事	トンネル工事	トンネル
	港湾工事	海洋土木
	P C 橋梁上部新設工事	P C 橋梁上部工事
	コンクリート橋梁補修（上部）工事	一般土木等
	コンクリート橋梁補修（下部）工事	
	一般土木工事	
	水門・樋門（土木）工事 堰（土木）工事	
とび・土工・コンクリート工事	道路付属物工事	道路付属物
	法面（表面浸食防止）工事	法面
	法面（地すべり防止目的）工事	地すべり
	地すべり防止工事	その他とび・土工工事
	くい打ち工事	
	コンクリート工事	
	その他（とび・土工関係）工事	

※コンクリート橋梁補修（上部）工事は「P C（R C）橋梁上部補修工事」と「橋梁床版補修工事」

【注意点】

- 表彰を受けた工事が発注業種（工種区分）と異なる場合は評価対象外となる。
※ 受賞した工事は、大分県HPで確認できる。

<http://www.pref.oita.jp/soshiki/17050/sougouhyouka-no-sikonituite.html>

優良建設業者受賞状況一覧表（総合評価対象抜粋）									
土木建築部									
番号	業者名	所在地	表彰年度	表彰区分	工事番号	業種	工種	評価工種区分	
1	(株)松井組	竹田 竹田市	R5	部長	R3防災安全第3号	土木一式工事	一般土木	一般土木等	
2	(株)小野明組	佐伯 佐伯市	R5	部長	R3道改単価第7号	土木一式工事	一般土木	一般土木等	
3	長幸建設(株)	別府 別府市	R5	部長	R3交付地街別第202号	土木一式工事	一般土木	一般土木等	
4	(株)菅組	豊後高田 豊後高田市	R5	部長	R3交付高浸加第200号	土木一式工事	港湾	海洋土木	
5	後藤建設(株)	大分 大分市	R5	部長	R4建大第14-1号	建築一式工事	建築一式工事	建築一式工事	
6	(株)高車建設	宇佐 宇佐市	R5	部長	R3交付産改第1号	舗装工事	舗装工事	舗装工事	
7	日伸建設工業(株)	別府 杵築市	R5	部長	R3道補修別第1-4号	舗装工事	舗装工事	舗装工事	
8	新日本・九特建設工事共同企業体		R5	部長	R3災関第1-5号	とび・土工・コンクリート工事	法面(表面浸食防止)	法面	
9	九建・明大建設工事共同企業体		R5	部長	R3災関第1-4号	とび・土工・コンクリート工事	法面(表面浸食防止)	法面	
10	(株)東部開発	大分 大分市	R5	部長	R4建住大第5-9号	解体工事	解体工事	解体	

(参考) 公表されている優良建設業者受賞状況一覧表

5. 評価項目について

■評価項目（企業の施工実績）

総合評価落札方式（試行）ガイドライン【発注者用】：目次6

○ワーク・ライフ・バランス関連の認定・表彰等

【評価基準等・証明書類】

- ・厚生労働省の認定等
- ・大分県の表彰等
- ※ 下表を参照

<評価基準（例）>		
評価基準	認定、表彰又は届出等	配点
A評価	①ユースエール認定	0.2
	②プラチナえるぼし認定、えるぼし認定	
	③プラチナくるみん認定、くるみん認定、トライくるみん認定	
	④おおいた働き方改革推進優良企業表彰	
	⑤おおいた女性活躍推進事業者表彰	
B評価	⑥「一般事業主行動計画」の策定・届出	0.1
	⑦「おおいた子育て応援団」への登録	
	⑧「女性活躍応援県おおいた認証企業」への登録	
上記以外		0.0

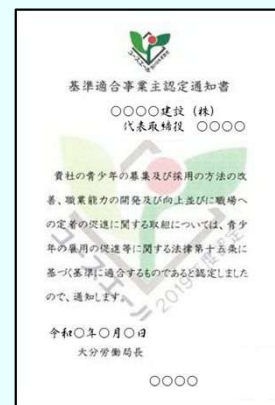
※認定・表彰等の確認方法は原則、以下のとおり。

認定、表彰又は届出等	確認方法
①、②、③	厚生労働省令に基づく認定の写し（都道府県労働局長の認定通知書の写し）
④、⑤	表彰状の写し又は、公表している大分県ホームページの該当ページの写し
⑥	地方労働局の受付印があり、「一般事業主行動計画の計画期間」に開札予定日を含む届出書の写し
⑦	認証書の写し又は、公表している大分県ホームページの該当ページの写し
⑧	認証書の写し又は、公表している大分県ホームページの該当ページの写し

【適用工事】

- ・土木工事及び建築系工事の全ての工種

【証明書類イメージ】



①ユースエール認定通知書



②えるぼし認定通知書



⑥「一般事業主行動計画」計画書



③くるみん認定通知書

【注意点】

- ・「一般事業主行動計画」の策定・届出は、「一般事業主行動計画の計画期間」に開札予定日を含む。
- ・「女性活躍推進宣言」は、令和8年度から評価対象外としている。

5. 評価項目について

■ 評価項目（企業の施工実績）

総合評価落札方式（試行）ガイドライン【発注者用】：目次6

○ 指名停止措置

【評価基準等】

- 対象措置：大分県指名停止等措置要領別表第1～別表第4に該当するもの
※ 減点対象となる会社と期間は、大分県HPで確認できる。
<http://www.pref.oita.jp/soshiki/17050/sougouhyouka-no-sikonituite.html>
- 対象期間：減点対象期間は、指名停止期間にそれと同等の期間を加えた期間
- 対象区分：開札予定日が減点対象期間に含まれる場合

<評価基準（例）>

評価視点	評価項目	配点
減点対象期間の 指名停止措置	指名停止措置なし	0.0
	指名停止措置あり（3ヶ月未満）	-0.2(減点)
	指名停止措置あり（3ヶ月以上）	-0.5(減点)

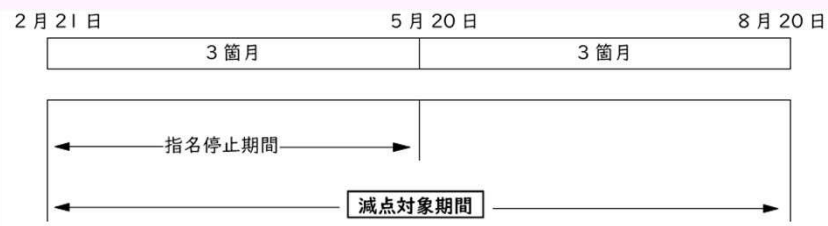
【適用工事】

- 土木工事及び建築系工事の全ての工種

【証明書類】 不要

[注意点]

- 大分県指名停止等措置要領に該当する全ての指名停止が対象となる。
- 指名停止期間ではなく、減点対象期間により判断する。
例 指名停止措置3箇月の場合は、減点対象期間は6箇月（指名停止期間を含む）となる。



[不備事例等]

- 「該当なし」の場合にチェックボックスにチェックが無い。

5. 評価項目について

■ 評価項目（企業の施工実績）

総合評価落札方式（試行）ガイドライン【発注者用】：目次6

○ 契約後VE提案採用【選択】

【評価基準等】

- ・対象期間：過去2年間の契約後VE提案採用の実績
- ・対象区分：土木建築部発注工事の提案採用に限る

※ 評価対象は、評価対象は、発注業種区分に限る。

なお、「一般土木工事」と「とび・土工・コンクリート工事」は対象工種を限定。

（企業の施工実績「優良工事表彰履歴」を参照）

※ 選択する場合は、配置予定技術者の能力「同種工事の施工経験」から配点を減する。

<評価基準（例）>

評価視点	評価項目	配点
過去2年間の	実績あり	0.1
契約後VE提案採用	上記以外	0.0

【適用工事】

- ・「施工計画等評価タイプ」を適用する全ての土木工事及び建築系工事で評価項目の有無を選択

【証明書類】 不要

【注意点】

- ・「おおいた木の良さを生かした建築賞」を評価項目に選択する場合、本項目は選択できない。
- ・提案を採択された工事が発注業種（工種区分）と異なる場合は評価対象とならない。

○ おおいた木の良さを生かした建築賞【選択】

【評価基準等】

- ・対象区分：建築一式工事のみに適用

※ 選択する場合は、配置予定技術者の能力「同種工事の施工経験」から配点を減する。

<評価基準（例）>

評価視点	評価項目	配点
「おおいた木の良さを生かした建築賞 2025 の受賞」	実績あり	0.1
	上記以外	0.0

【適用工事】

- ・建築一式工事で評価項目で評価項目の有無を選択

【証明書類】 不要

【注意点】

- ・「契約後VE提案採用」を評価項目に選択する場合、本項目は選択できない。
- ・各部門の最優秀賞・優秀賞・入選ともに評価対象とする。

5. 評価項目について

■ 評価項目（配置予定技術者の能力）

総合評価落札方式（試行）ガイドライン【発注者用】：目次6

○ 同種工事の施工経験

【評価基準等】

- 対象期間：過去10年間の同種工事（〇〇工事※¹）の施工経験
※¹ 21ページ参照
- 対象金額：請負代金額2千5百万円※²以上の同種工事の施工実績
※² 「解体工事」は、請負代金額1千万円以上
- 対象区分：国又は県発注工事と国・県以外の公共工事を区分
※ 建築系工事の場合、「公立大学法人（芸短大、看護大）」の発注工事は大分県発注工事と同等に取り扱う。
ただし、「公立大学法人（看護大）」は平成30年4月1日以降に履行したものを対象とする。

【適用工事】

- 土木工事及び建築系工事の全ての工種

【証明書類】

- CORINSデータの写し等必要事項が確認できるもの。

【注意点】

- 同種工事の施工経験が競争入札参加資格となる案件で内容が確認できない場合は入札無効とする。
- 主任（監理・特例監理）技術者、建設業法第二十六条第三項ただし書の規定（専任特例）の適用を受ける主任（監理）技術者又は監理技術者補佐として従事した工事を対象とする。現場代理人としての施工経験は配置された時点で監理技術者になり得る発注業種に応じた資格を有していた場合のみ対象とする。
- 特殊工事の配置技術者の追加配置により従事した工事は、CORINSデータの写しに加え、現場代理人等通知書の写し等の主任技術者であったことが証明できる資料を提出する。
- 評価対象となる同種工事、発注機関は入札公告で確認すること。
- 評価対象となる同種工事に不明な点があれば、発注機関に対し、具体的に確認すること。
- 同種工事であること等が提出資料で確認できない場合は評価しない。
- 評価対象の確認事項は以下のとおり。
対象期間、発注機関、請負金額、発注業種、同種工事区分（工事概要）、従事技術者名、従事区分、従事期間、出資比率（JVで施工した工事の場合）
- CORINSデータの写しはJACIC（日本建設情報総合センター）の証明印があるものとする。
- 従事した工事の途中で技術者の変更があった場合は、全体工期の1/2又は6ヶ月以上従事していれば評価する。
CORINSデータの写しに加え、契約時の工程表などで証明できる資料を提出する。
- 従事した工事が工場製作の過程を含む工事の場合は、現場施工に係るすべての期間で従事している場合に限り評価する。
CORINSデータに加え、契約時の工程表などで証明できる資料を提出する。

【不備事例等】

- CORINSデータをWebから出力したものを提出し、証明印がない。
- 業種が発注業種と異なる。
- 技術資料提出期限までに履行していない工事を記載している。
- 配置予定技術者の氏名と証明資料の氏名が一致しない
- 工場製作の過程を含む工事から従事した期間が確認できない。

<評価基準（例）>

評価項目	評価基準	配点	
		標準①	標準②
過去10年間の同種工事（〇〇工事）の施工経験	国又は県の実績あり	0.8	0.4
① 主任（監理）技術者又は現場代理人	国・県以外の公共工事の実績あり	0.4	0.2
② 監理技術者補佐	上記以外	0.0	0.0

5. 評価項目について

■評価項目（配置予定技術者の能力）

総合評価落札方式（試行）ガイドライン【発注者用】：目次6

○主任（監理）技術者の保有する資格

【評価基準等】

・対象資格

- ① 土木工事：1級・2級（土木）施工管理技士等
- ② 解体工事：1級・2級（建築・土木）施工管理技士
- ③ 設備工事：1級・2級（管・電気・電気通信）施工管理技士

【適用工事】

① 土木工事

- ・配置予定技術者の1級土木施工管理技士の資格保有を競争参加資格としている評価タイプ又は工種は、評価項目としない。
※1級土木施工管理技士等とは1級建設機械施工技士、技術士（対象部門）を含み、2級土木施工管理技士等とは2級建設機械施工技士を含む。

<土木工事適用工種>

予定価格	8千万円未満				8千万円以上
工種	一般土木等工事	舗装工事	コンクリート 橋梁補修（下部）工事	電気通信工事	電気通信工事

② 建築系工事

- ・配置予定技術者の1級建築施工管理技士等の資格保有を競争参加資格としている評価タイプ又は工種は、評価項目としない。

<建築系適用工種>

予定価格	8千万円未満				8千万円以上
工種	解体工事	管工事	電気工事	電気通信工事	解体工事

【証明書類】

- ・免許の写し等資格を確認できるもの。

[注意点]

- ① 提出資料で競争入札参加の資格が確認できない場合は入札無効とする。
- ② 提出資料で評価対象の資格が確認できない場合は評価点0点とする。
- ③ 評価対象となる資格は入札公告で確認すること。

[不備事例等]

- ・監理技術者講習修了証の終了年月日が5年以上前となっている。
- ・取得年月日等の記載が間違っている。
- ・実務経験が記載された資料を提出していない。

<評価基準（例）>

評価視点	評価項目	配点
主任（監理）技術者の保有する資格	土木：1級土木施工管理技士等 解体：1級（建築・土木）施工管理技士 設備：1級（管・電気・電気通信）施工管理技士	0.6
	土木：2級土木施工管理技士等 解体：2級（建築・土木）施工管理技士 設備：2級（管・電気・電気通信）施工管理技士	0.3
	上記以外	0.0

5. 評価項目について

■ 評価項目（配置予定技術者の能力）

総合評価落札方式（試行）ガイドライン【発注者用】：目次6

○ 工事成績評定点【配置予定技術者】

【評価基準等】

- ・対象期間：過去4年間の同業種工事の工事成績評定点の最高点
- ・対象金額：請負代金額2千5百万円※以上の同種工事の施工実績
※「解体工事」は、請負代金額5百万円以上

- ・対象区分：大分県土木建築部発注工事

※「橋梁上部新設工事」は農林水産部発注工事も対象とする。

※ 建築系工事の場合、「教育庁（教育財務課）」「公立大学法人（芸短大、看護大）」の発注工事は土木建築部発注工事と同等に取り扱う。

<評価基準（例）>

評価項目	評価基準	配 点	
		標準①	標準②
過去4年間の工事成績評定点の最高点	85点以上	1.2	0.6
① 主任（監理）技術者又は現場代理人	80点以上 85点未満	1.0	0.5
② 監理技術者補佐	75点以上 80点未満	0.6	0.3
	上記以外	0.0	0.0

【適用工事】

- ・土木工事及び建築系工事の全ての工種

※「施工実績重視型（旧 技術提案重視型）」及び「技術者育成型（旧 企業実績重視型）」には適用しない。

【証明書類】

- ・CORINSデータの写し等必要事項が確認できるもの。

【注意点】

- ① 主任（監理・特例監理）技術者、建設業法第二十六条第三項ただし書の規定（専任特例）の適用を受ける主任（監理）技術者又は監理技術者補佐として従事した工事を対象とする。現場代理人としての工事成績評定点は配置された時点で監理技術者になり得る発注業種に応じた資格を有していた場合のみ対象とする。
- ② 特殊工事の配置技術者の追加配置により従事した工事は、CORINSデータの写しに加え、現場代理人等通知書の写し等の主任技術者であったことが証明できる資料を提出する。
- ③ 評価対象の確認事項は以下のとおり。
対象期間、発注機関、工事名、請負金額、発注業種、従事技術者名、従事区分、従事期間、出資比率（JVで施工した工事の場合）
※ 工事成績評定点は記載された工事名、請負金額等により、発注者にて確認する。
- ④ 従事した工事の途中で技術者の変更があった場合は、全体工期の1／2又は6ヶ月以上従事していれば評価する。
CORINSデータの写しに加え、契約時の工程表などで証明できる資料を提出する。
- ⑤ 従事した工事が工場製作の過程を含む工事の場合は、現場施工に係るすべての期間で従事している場合に限り評価する。
CORINSデータに加え、契約時の工程表などで証明できる資料を提出する。
- ⑥ 災害復旧事業の応急工事と発注者から評価対象外と通知された工事は評価対象外とする（公告に記載）。
※ H28.3.1公入管第511号・工検第734号：「総合評価落札方式において評価対象外とする工事成績評定点について」参照

5. 評価項目について

■ 評価項目（配置予定技術者の能力）

総合評価落札方式（試行）ガイドライン【発注者用】：目次6

○ 優良工事担当履歴

【評価基準等】

- 対象期間：過去2年間の優良工事担当履歴
※ 当該年度は、10月以降に公告する工事から対象とする。
※ 評価対象は、発注業種区分に限る。
なお、「一般土木工事」と
「とび・土工・コンクリート工事」は対象工種を限定
（企業の施工実績「優良工事表彰履歴」を参照）
- 対象金額：全ての優良工事担当履歴
- 対象区分：土木建築部長表彰と工事検査室長表彰及び土木事務所長表彰を区分

<評価基準（例）>

評価視点	評価項目	配点
令和●,●(●)年度の優良 工事表彰歴	土木建築部長表彰	0.3
	工事検査室長表彰 or 土木事務所長表彰	0.2
	上記以外	0.0

【適用工事】

- 土木工事及び建築系工事の全ての工種
※ 「施工実績重視型（旧 技術提案重視型）」及び「技術者育成型（旧 企業実績重視型）」には適用しない。

【証明書類】

- CORINSデータの写し等必要事項が確認できるもの。

【注意点】

- 表彰工事が発注業種（工種区分）と異なる場合は評価対象外となる。
 - 主任（監理・特例監理）技術者又は建設業法第二十六条第三項ただし書の規定（専任特例）の適用を受ける主任（監理）技術者としての担当履歴を評価する。現場代理人としての担当履歴は対象外となる。
 - 過去の所属企業が受賞した工事での担当履歴も対象とする。
 - 表彰工事の途中で技術者の変更があった場合は、全体工期の1／2又は6ヶ月以上従事していれば評価する。
CORINSデータの写しに加え、契約時の工程表などで証明できる資料を提出する。
 - 表彰工事が工場製作の過程を含む工事の場合は、現場施工に係るすべての期間で従事している場合に限り評価する。
CORINSデータに加え、契約時の工程表などで証明できる資料を提出する。
- ※受賞した工事は、大分県HPで確認できる。

<http://www.pref.oita.jp/soshiki/17050/sougouhyouka-no-sikonituite.html>

5. 評価項目について

■ 評価項目（配置予定技術者の能力）

総合評価落札方式（試行）ガイドライン【発注者用】：目次6

○ CPDの取組状況

【評価基準等】

- 対象期間：学習履歴証明書の証明日が技術資料提出期限の前日から起算して過去1年以内のものに限る。
※証明日から起算して過去1年間のユニット数が対象。

<評価基準（例）>

評価項目	評価基準	配点
CPD（継続教育）の取組状況	取組あり （各団体推奨ユニット数以上）	土木 0.3 建築系 0.5
	上記以外	0.0

- 対象ユニット数：建設系CPD協議会加盟団体（19団体）が定める1年間の推奨ユニット数以上である場合に評価。

<評価対象表（例）>

工事種類	協議会名	評価ユニット数 （1年間）
土木	⑨全国土木施工管理技士会連合会	20
	⑫土木学会	50
	⑭日本技術士会	50
建築系	②建設業振興基金	12
	⑮日本建築士会連合会	12

【適用工事】

- 土木工事及び建築系工事の全ての工種

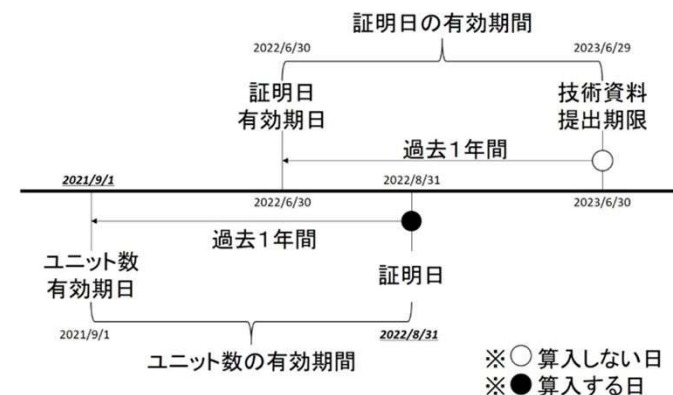
【証明書類】

- 学習履歴証明書（その他の資料は不可）

[注意点]

- ① 推奨ユニット数以上を受講したことが確認できる学習履歴証明書を提出する。
- ② 評価対象となるCPDは入札公告及び評価基準表を確認すること。
- ③ 学習履歴証明書の取得には時間を要する。
- ④ 証明日が技術資料の提出期限日となっているものは「対象外」とする。

証明日とユニット数の有効期間イメージ図 日付は事例



5. 評価項目について

■ 評価項目（配置予定技術者の能力）

総合評価落札方式（試行）ガイドライン【発注者用】：目次6

○ 専門資格の保有

【評価基準等】

- 対象の専門資格
評価対象としている専門資格とその適用工事は以下のとおり。

【適用工事】

- 土木工事のうち、評価対象の専門資格に該当する工事
 - 舗装工事
 - 地すべり工事
 - コンクリート橋梁補修（下部）工事
 - コンクリート橋梁補修（上部）工事
 - PC橋梁上部新設工事
 - 法面（表面浸食防止）工事

< 評価基準（例） >

評価基準	専門資格	適用工事	配点
資格あり	1級舗装施工管理技術者	舗装工事	0.2
	地すべり防止工事士	地すべり工事	
	コンクリート診断士	コンクリート橋梁補修（下部）工事	
		コンクリート橋梁補修（上部）工事	
	プレストレスコンクリート（PC）技士	PC橋梁上部新設工事	
	のり面施工管理技術者	法面（表面浸食防止）工事	0.1
	2級舗装施工管理技術者	舗装工事	
上記以外			0.0

【証明書類】

- 免許の写し等資格を確認できるもの。
- 地すべり工事は免許の写し等と実務経験証明書を提出すること。

[不備事例等]

- 実務経験証明書が経験時の所属企業のものでなく、現在の所属企業の証明となっている。

5. 評価項目について

■評価項目（配置予定技術者の能力）

総合評価落札方式（試行）ガイドライン【発注者用】：目次6

○ 技能者（建設マスター・登録基幹技能者）の活用

【評価基準等】

- 対象技能者：当該工種の作業に従事する建設マスター・登録基幹技能者

<評価基準（例）>

評価視点	評価項目	配点
本工事の作業内容に応じた職種 の建設マスター・登録基幹技能者 を活用	活用計画あり	0.3
	活用計画なし、または本工事の工種ではな い	0.0

【適用工事】

- 土木工事及び建築系工事の全ての工種

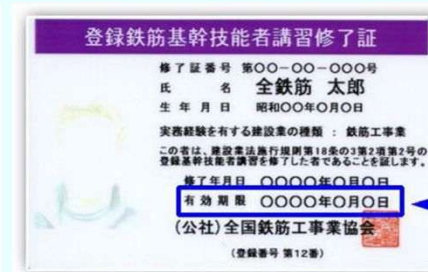
【証明書類】

- 建設マスター：顕彰状の写し
- 登録基幹技能者：講習修了証の写し

【証明書類イメージ】



・建設マスター



・登録基幹技能者

【注意点】

- ① 元請、下請を問わずに評価対象とし、配置予定技術者も評価する。
- ② 工事に該当しない従事予定工種を記載している場合は評価しない。
従事予定工種に該当しない職種を記載している場合も評価しない。
- ③ 対象となる職種は工事の内容に該当するものとし、1工種1名の配置から評価する。
また、複数工種、複数名の活用計画に対し、1名以上の活用実績で履行を認める。
- ④ 技術資料様式5-2の従事期間は対象工種の概ねの期間とする。
- ⑤ 現場着手後に配置計画に記載した者を変更する場合は、建設マスター・登録基幹技能者のいずれも同じ職種に限り、変更を認める。
- ⑥ **履行できなかった場合は指名停止措置等を行う。**
- ⑦ 履行確認は活用計画（技術資料様式5-2）に対する履行報告書を提出するものとし、現場立会時の確認、出勤簿、工事日誌及び建退共証紙等により確認する。また、完成時に工事書類として提出する。
※履行報告書の様式は大方県HPに掲載している。

- ・完成時の工事書類：<https://www.pref.oita.jp/soshiki/17050/sougouhyouka-no-sikonituite.html>
- ・履行報告書：<https://www.pref.oita.jp/soshiki/18700/syoruikansoka.html>

【不備事例等】

- ・従事予定工種に対して合致しない職種を記載している。
- ・登録基幹技能者講習修了証の有効期限が過ぎている。

5. 評価項目について

■評価項目（地域・社会貢献度）

総合評価落札方式（試行）ガイドライン【発注者用】：目次6

○ 地理的条件（本店等の所在地）

【評価基準等】

- 対象区分：主たる営業所（本店）の所在地を市町村、土木事務所管内、県内で区分して評価
※「PC橋梁上部新設工事」及び「鋼構造物工事」は、主たる営業所（本店）に加え、自社工場の所在地も評価対象とする。
※「橋梁上部新設工事」に限り、区分を県内と県外のみとする。

<評価基準（例）>

評価項目	評価基準	配点	配点※ 橋梁上部新 設工事
建設業法上の主たる営業所 （本店）の所在地	工事箇所である市町村に所在	2.0	—
	〇〇土木事務所管内に所在	1.5	—
	県内に所在	1.0	1.0
	上記以外	0.0	0.0

【適用工事】

- 土木工事及び建築系工事の全ての工種

【証明書類】

- 原則、添付資料不要（自社工場に関する証明資料は必要）

【注意点】

- ① 原則、発注者が直近の経営規模等評価結果通知書により確認する。
- ② 合併等により、入札参加資格の継承又は再認定を受けている場合は「経営規模等評価結果通知書の写し」を提出すること。
- ③ 通知後に住所の変更がある場合は、「建設業法第11条の規定に基づく変更届出書」の写しを提出すること。
- ④ 「PC橋梁上部新設工事」及び「鋼構造物」は、自社工場も評価対象とする。自社工場を保有していること及び所在地が確認できる資料（登記簿謄本、賃貸借契約書、自社パンフレット、ホームページ等）を提出すること。なお、「自社が保有する」とは、次のすべてに該当するものに限る。
 - ア 製作工場（一定の区画）を単一の企業が運営していること。
 - イ 継続的に自社工場を有していること。（工事期間中のみの賃貸借契約などの場合は継続的に有していると認めない。）
 - ウ 企業自らが製品管理や作業全般の工程管理などに対して、実質的に関与していること。
- ⑤ 自社工場の保有が競争入札参加資格となる案件で内容が確認できない場合は**入札無効**とする。

5. 評価項目について

■評価項目（地域・社会貢献度）

総合評価落札方式（試行）ガイドライン【発注者用】：目次6

○ 防災活動等による貢献（防災協定の締結）

【評価基準等】

・対象協定

評価対象となる大分県管理の公共施設を対象とした防災協定は以下のいずれか。

- ① 大分県土木建築部と一般社団法人大分県建設業協会との協定に基づいた、〇〇土木事務所と一般社団法人大分県建設業協会〇〇支部との協定
- ② 大分県農林水産部漁港漁村整備課長と全日本漁港建設協会大分県支部長との協定

・対象協定

「工事箇所を所管する土木事務所等との協定締結」と「大分県管理の公共施設を対象とした協定締結」に区分して評価。

※「橋梁上部新設工事」、「その他特殊工事」、「建築設備工事」、「建築一式工事」、「解体工事」は、協定締結の有無により評価する。

<評価基準（例）>

適用工種	評価基準	配点
一般土木等工事	〇〇土木事務所等との防災協定	1.0
舗装工事、地すべり工事等	大分県管理の公共施設を対象とした防災協定	0.5
トンネル工事	上記以外	0.0
港湾工事	上記以外	0.0
橋梁補修工事	上記以外	0.0
橋梁上部新設工事	防災協定あり	0.5
その他特殊工事	上記以外	0.0
建築設備工事	上記以外	0.0
建築一式工事	上記以外	0.0
解体工事	上記以外	0.0

【適用工事】

- ・土木工事及び建築系工事の全ての工種

【証明書類】

- ・協定書の写し
- ・団体の証明書（技術資料様式6-2、加入団体が協定を締結している場合）

【注意点】

- ① 発注者（発注土木事務所長）との協定の場合は協定書の写しの添付は不要とする。
- ② 加入する団体が協定を締結している場合は、団体が記載した証明期間と協定書の期間が一致していること。
※ただし、協定期間の途中から防災協定に基づき、その防災活動に従事する者となった場合は、別途発注者に相談すること。
- ③ 団体の証明書の誤記、押印漏れ等があるので、確認のうえ提出する。
- ④ 特に3月に公告して4月に開札する案件は、開札予定日と協定期間の整合に注意する。

【不備事例】

- ・開札予定日現在で有効でない防災協定を記載している。
- ・発注者以外との協定を記載したが、協定書の写しを提出していない。
- ・評価対象外の防災協定の写しを提出している。
- ・団体の証明書を提出していない。
- ・団体の証明書に証明日を記載していない。

5. 評価項目について

■評価項目（地域・社会貢献度）

総合評価落札方式（試行）ガイドライン【発注者用】：目次6

○ 県内企業の活用

【評価基準等】

- ・対象金額：請負代金額5百万円以上となる全ての建設工事の下請負人（2次下請以降も含む）が対象

<評価基準（例）>

評価項目	評価基準	配点：土木	配点：建築
県内企業の活用	県内元請施工又は県内企業から下請負人を選定 ※請負代金額 500 万円以上の全ての下請契約	0.4	1.2
	上記以外	0.0	0.0

【適用工事】

- ・土木工事及び建築系工事の全ての工種

【証明書類】 不要

[注意点]

- ① 県内企業とは大分県内に建設業法上の主たる営業所（本店）を有する企業とする。
県外に主たる営業所（本店）があり、県内に支店、営業所がある企業は、ここでの県内企業ではない。
- ② 県内業者が、全て自社施工する場合も評価対象となる。
- ③ 履行できなかった場合は、指名停止措置等を行う。
- ④ 特定の工種で施工能力がある企業が県内に不在の場合は、公告に例示して適用除外としている。
※総合評価落札方式（試行）ガイドライン「近年の適用外工種の例」を記載

5. 評価項目について

■ 評価項目（地域・社会貢献度）

総合評価落札方式（試行）ガイドライン【発注者用】：目次6

○ 特定工事（業務）の受注実績【選択】

【評価基準等】

- 対象期間：過去2年間の特定工事（業務）の受注実績
※過去2年度間に完了した特定工事（業務）が対象
- 対象金額：指定された全ての特定工事（業務）の受注実績
- 対象区分：発注者が指定した特定工事（業務）の受注実績の件数に応じて評価

<評価基準（例）>

評価項目	評価基準	配点
過去2年間の特定工事（業務）の受注実績	2件以上の受注実績あり	0.2
	1件の受注実績あり	0.1
	上記以外	0.0

【適用工事】

- 一般土木工事
※施工箇所を所管する土木事務所の管内で完了した特定工事（業務）がある場合に評価項目に設定

【証明書類】 不要

[不備事例等]

- 評価項目に設定すべき工事に漏れがあった。
※落札決定者へ影響する可能性があるため、十分に注意すること。

○ ボランティア活動【選択】

【評価基準等】

- 対象区分：過去1年間に高齢化集落応援隊の活動実績がある場合に評価

【適用工事】

- 一般土木工事
※土木建築部では原則、適用していない。

<評価基準（例）>

評価項目	評価基準	配点
過去1年間のボランティア活動	ボランティア活動の実績あり	0.2
	上記以外	0.0

5. 評価項目について

■ 評価項目

総合評価落札方式（試行）ガイドライン【発注者用】：目次5

○ 同種工事区分

- 企業の「同種工事の施工実績」及び、配置予定技術者の「同種工事の施工経験」の評価項目の対象となる同種工事は、発注工種等から該当する区分を選定
※ 同種工事の留意事項に注意すること。

<同種工事区分表>

同種工事区分	工事実績情報サービス (CORINS) の公共事業 の分野（例）	評価対象となる実績の代表的な工種（例）
道路・街路工事	道路	道路（街路）改良・橋梁上部【補修含む】（PC・鋼）・橋梁下部・トンネル（NATM）・電線共同溝・道路維持修繕・舗装・法面※地すべり対策は除く
河川・砂防工事	河川 砂防・地滑り	築堤・護岸・樋門・水門 砂防ダム本体・渓流保全（流路工）・法面※地すべり対策は除く
港湾・海岸工事	港湾 海岸 海洋	防波堤・護岸・棧橋・サンドコンパクション
地すべり工事	道路 砂防・地滑り	地すべり対策（アンカー・既製杭・場所打杭）
下水道工事（農業集落排水工事を含む。）	下水道 その他のライフライン 農業農村整備	下水道 農業集落排水
建築工事	建築	新・改築
電気工事	電気	道路（トンネル）照明・建築物照明
通信工事（土木設備工事）	通信	道路情報板・水位観測設備・ダム管理制御設備
通信工事（建築設備工事）	通信	建築物に付随する監視設備・映像設備
橋梁上部新設工事	道路、河川等	橋梁上部新設（PC 橋・鋼橋）
橋梁上部補修工事	道路、河川等	橋梁上部補修（PC [RC] 上部及び床版橋・鋼橋）
トンネル工事	※全ての工事分類	トンネル（NATM）

同種工事区分	留意事項
道路・街路工事	同種工事の道路・街路工事は農道・林道工事を評価対象としない。
トンネル工事	同種工事のトンネル工事（NATM 工法）は、すべての工事区分（道路・街路、河川・砂防、港湾・海岸等）及び農道・林道工事を評価対象とする。
河川・砂防工事	国は国土交通省、大分県は土木建築部の所管工事を評価対象とする。
通信工事（土木設備工事）	同種工事の通信工事（土木設備工事）は、河川・砂防・道路・港湾に係る電気通信工事に限る
橋梁上部新設工事	同種工事の橋梁上部新設工事は、すべての工事区分（道路・街路、河川・砂防、港湾・海岸等）及び農道・林道工事を評価対象とする。
橋梁上部補修工事	同種工事の橋梁上部補修工事は、すべての工事区分（道路・街路、河川・砂防、港湾・海岸等）及び農道・林道工事を評価対象とする。

6. 前年度からの変更点



総合評価落札方式の適切な運用を図るため、試行状況を踏まえた見直しを毎年度行っており、令和8年度の主な見直しの概要は以下のとおりです。

「技術提案重視型」及び「企業実績重視型」の名称変更

- ・ 平成29年度より試行している「技術提案重視型」について、評価項目とする内容に合わせ「施工実績重視型（旧 技術提案重視型）」へ名称を変更します。
なお、試行内容の変更はありません。
- ・ 令和4年度より試行している「企業実績重視型」について、「技術者の育成を促進する」という目的に合わせ「技術者育成型（旧 企業実績重視型）」へ名称を変更します。
なお、試行内容の変更はありません。

「ワーク・ライフ・バランス」に係る評価項目の見直し

令和6年度より評価対象としている「女性活躍推進宣言」を令和8年度より評価対象外とします。

技術資料の確認の際に要注意

「ボランティア活動」の評価対象とする活動名の変更

評価対象とする活動名の変更にともない、評価対象を「小規模集落応援隊」から「高齢化集落応援隊」に変更します。

土木建築部は、原則、適用外

7. 技術資料の各種様式について

■ 技術資料の各種様式

提出する技術資料は下記のとおり

		総合評価		【参考】 要件設定型 一般競争入札 (事後審査型)	内 容
		計画タイプ	実績タイプ		
様式名		別記様式1	別記様式1	別記様式1	評価項目における提出様式と添付資料の一覧
	施工計画	技術資料様式2			施工計画に関する技術的所見（技術提案）
	企 業	技術資料様式3	技術資料様式3	別記様式2	競争参加資格と評価に関する様式
		（技術資料様式3-2）	（技術資料様式3-2）		//（JVの場合のその他構成員）
		技術資料様式4	技術資料様式4		過去の工事成績評定点（平均値）
	技術者	技術資料様式5	技術資料様式5	別記様式3	競争参加資格と評価に関する様式
		（技術資料様式5-1）	（技術資料様式5-1）	（別記様式3-2）	//（JVの場合のその他構成員）
		技術資料様式5-2	技術資料様式5-2		技能者（建設マスター・登録基幹技能者）の活用計画書
	地域・ 社 会 貢献度	技術資料様式6	技術資料様式6		防災協定締結状況
		技術資料様式6-2	技術資料様式6-2		//
		技術資料様式7	技術資料様式7		ボランティア活動実績 ※原則、適用しない
		技術資料様式8	技術資料様式8		県内企業の活用計画
			技術資料様式12		自己採点表

7. 技術資料の各種様式について

■ 技術資料の各種様式作成における注意点・チェックポイント

○ 別記様式1：「競争参加資格証明資料及び技術資料の提出について」

別記様式1
(R8)

(用紙A4)

令和 年 月 日

競争参加資格証明資料及び技術資料の提出について

大分県大分土木事務所長 藤内 修一 殿

住所：
商号又は名称：
代表者氏名：

(電子入札システムにより提出する場合、代表者印は省略可)

※共同企業体として参加する場合は、共同企業体名を記載するとともに代表構成員の商号等を記載すること。

公告日： 令和8年4月1日

工事名： 令和8年度××第××号××工事

上記工事に係る競争参加資格証明資料及び技術資料を下記のとおり提出します。

なお、公告に掲げる資格要件を満たすこと並びに資料の内容は、事実と相違ないことを誓約します。

① 記入が必須

※紙で提出する場合は代表者印が必要となる。

証明事項等 (競争参加資格及び技術評価項目)	提出様式名	添付資料
2 技術提案に関する事項等		
(1) 施工計画に関する技術的所見	☐ 技術資料様式2	-
3 企業に対する競争参加資格及び評価等		
(1) 同種の工事の施工実績	☐ 技術資料様式3	☐ ・CORINSデータの写し ☐ ・契約書の写し等 ☐ ・その他 ()
(2) 指名停止		-
(3) 工事成績評定点	☐ 技術資料様式4	-
(4) 優良工事表彰履歴	☐ 技術資料様式3	-
(5) ワーク・ライフ・バランス関連の認定・表彰等		☐ ・認定通知書の写し ☐ ・届出書の写し ☐ ・表彰状の写し ☐ ・認定書の写し ☐ ・ホームページの該当ページの写し ☐ ・その他 ()
4 配置予定技術者に対する競争参加資格及び評価等		
(1) 保有する資格等	☐ 技術資料様式5	☐ ・免許等の写し ☐ ・監理技術者資格証及び監理技術者講習修了証等の写し ☐ ・健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し等(該当する者についてし等でわかるように表記すること。また、基礎年金番号等の証明に不必要な個人情報を黒塗りすること。) ☐ ・その他 ()
(2) 同種工事の施工経験		☐ ・CORINSデータの写し(契約書の写し) ☐ ・現場代理人等通知書の控の写し ☐ ・その他 ()
(3) 工事成績評定点の最高点		☐ ・CORINSデータの写し(契約書の写し) ☐ ・現場代理人等通知書の控の写し ☐ ・その他 ()
(4) 優良工事担当履歴		☐ ・CORINSデータの写し(契約書の写し) ☐ ・現場代理人等通知書の控の写し ☐ ・その他 ()
(5) 継続教育(CPD)の取組		☐ ・学習履歴証明書
(6) 技能者(建設マスター・登録基幹技能者)の活用	☐ 技術資料様式5-2	☐ ・顕彰状の写し ☐ ・登録基幹技能者講習修了証の写し

② 資格等の確認は「監理技術者証」でも可。

7. 技術資料の各種様式について

■ 技術資料の各種様式作成における注意点・チェックポイント

○ 別記様式1：「競争参加資格証明資料及び技術資料の提出について」

5	地域貢献等						
	(1) 防災活動への貢献の状況	☐ 技術資料様式6 ☐ 技術資料様式6-2	☐ ・発注者との協定のため、協定書の添付省略 ☐ ・防災協定書の写し ☐ ・その他（ ）				
	(2) 地域内における建設業法上の主たる営業所（本店）の所在地	-	☐ ・合併等に該当しない大分県知事許可かつ、所在地変更がないため添付省略 ☐ ・開札予定日現在で有効な経営規模等評価結果通知書の写し ☐ ・建設業法に基づく11条の変更届出書の写し ☐ ・その他（ ）	③			
	(3) 県内企業の活用計画	☐ 技術資料様式8	-				
	(4) 特定工事（業務）の受注実績	☐ 技術資料様式3	-				
6	建設業法に基づく経営事項審査						
	(1) 開札予定日現在で有効な経営事項審査等	☐ 技術資料様式3	☐ ・合併等に該当しない大分県知事許可のため添付省略 ☐ ・開札予定日現在で有効な経営規模等評価結果通知書の写し ☐ ・その他（ ）	④			
注意事項 1. 提出する様式名及び添付資料の□に✓（又は■）を記入すること。（「その他」の場合は、資料名称も記入すること。） 2. 開札予定日現在で有効な経営事項審査を確認するため、以下に該当する者は、原則、経営規模等評価結果通知書（開札予定日現在で有効で直近のもの）の写しを提出すること。 ・国土交通大臣許可の者 ・大分県以外の都道府県知事許可の者 ・大分県知事許可の者で合併等により大分県が入札参加資格の承継又は再認定を認めた者 ※提出が必要で、提出されていない場合は、競争参加資格がないものとして取り扱う。ただし、事前に発注者の承認を得て、その他の資料が提出された場合は除く。 経営規模等評価結果通知書の有効期間： 審査基準日（決算日）から起算して1年7ヶ月の間となる。結果通知書を受け取ってからの期間でない。						⑤	

- ③ 開札予定日現在で有効な経営規模等評価結果通知書の写しを添付する。
 ※ 合併等に該当しない大分県知事許可の者かつ、所在地変更のない者は、総合評価値通知書の写しの添付を省略できる。
 ※ 大分県内に本店を有していても、国土交通省大臣許可の者であれば、「・合併等に該当しない大分県知事許可かつ、所在地変更がないため添付省略」は、選択不可であるため、注意すること。
- ④ 開札予定日現在で有効な経営規模等評価結果通知書の写しを添付する。
 ※ 合併等に該当しない大分県知事許可の者は、総合評価値通知書の写しの添付を省略できる。
- ⑤ 必要な様式が提出されていない場合は、競争参加資格がないものとして取り扱うため、注意すること。

7. 技術資料の各種様式について

■ 技術資料の各種様式作成における注意点・チェックポイント

○ 技術資料様式2：「施工計画に関する技術的所見」

技術資料様式2
(R8)

(用紙A4)

施工計画に関する技術的所見

工事名： 令和8年度××第×-×号××工事

会社名：

課題番号1 課題名：「〇〇対策」

①

※施工上の課題に対応した具体的な施工計画（対策）を別表1の2に留意のうえ、記載（提案）すること。評価は本様式（技術資料様式2）に記載された内容によるものとする。
なお、工事名・会社名・課題番号・課題名を記入の上、提案の記載は次の取扱いに注意すること。

- （1）施工上の課題1つに対して、本様式（A4用紙）1枚の範囲内（5項目まで）で提案すること。
- （2）提案項目それぞれに簡易なタイトルを記載のうえ、具体的な内容・説明等を簡潔に記載すること。
- （3）本様式に加え、補足説明資料をA4用紙にて5枚まで添付することができる。なお、6枚以上添付されていた場合、6枚目以降は補足説明資料として取り扱わない。
- （4）1つの提案項目欄にまとめて複数の提案を記載しないこと。（記載していた場合は、最初に記載した提案のみを評価対象とする。）
- （5）提案にあたり、以下の5つの内容を必須とするので必ず記載すること。記載がない場合は具体性がない提案と判断し評価しない。
①従来の施工、②提案内容、③提案の効果、④使用機（資）材、数量、範囲等、⑤提案費用（設計図書上の施工方法と提案工法の差額とする。）
- （6）「具体的な提案内容」欄に記入する文字サイズは、10ポイント程度とする。（1提案あたり400字以内）

②

(タイトル)		提案費用 (概算額)	⑤ 万円	発注者 使用欄
提案項目 (1)	①	③		
	②			
	③			
	④			
(タイトル)		提案費用 (概算額)	⑤ 万円	発注者 使用欄
提案項目 (2)	①			
	②			
	③			
	④			

① 赤枠内の記載は削除不可。

② (タイトル) に文字制限なし。

③ 400字以内で記載すること。

- ・①②③④は文字数にカウントしない。
- ・全角、半角でも1文字とカウントする。
- ・記号(cm、m²等)は1文字としてカウントする。

※②③については、提案項目(1)～(5)すべてに該当

[共通の注意事項]

- ・文字の修飾（着色、太字、下線等）を行っても構わない。（ただし、文字サイズや印刷字の文字切れに注意すること。）
- ・行幅、列幅、行間幅の変更を行っても構わない。（ただし、印刷時の文字切れや印刷枚数に注意すること。）
- ・印刷時の拡大／縮小の倍率、余白の設定は任意に設定しても構わない。（ただし、印刷自の文字切れや印刷枚数に注意すること。）
- ・縮小印刷など文字サイズが10ポイント以下となっても構わない。（ただし、作成時は10ポイントで作成すること。）

7. 技術資料の各種様式について

■ 技術資料の各種様式作成における注意点・チェックポイント

○ 技術資料様式3：「企業に対する競争参加資格及び評価等」

技術資料様式3
(R8)

(用紙A4)

企業に対する競争参加資格及び評価等

会社名：

(1) 同種工事の施工実績

別表1の評価基準に留意のうえ、同種工事の内容を記載すること。

同 種 工 事		評 価 対 象	
-		別添3の機関が発注した道路・街路工事（農道・林道工事を評価対象としない。）。平成28年4月1日以降、技術資料等提出期限の日までに履行した請負代金額2千5百万円以上の土木一式工事に限る。	
工 事 名 称 等	工 事 名	-	
	発 注 機 関	-	
	工 事 場 所	(都道府県名)	
	契 約 金 額	-	
	工 期	○年○月○日～○年○月○日	
	発注形態等	☐ 単体 / ☐ JV (出資比率 %)	
	CORINS 登録番号	-	
工 事 概 要	-	-	
	-	-	
	-	-	
	-	-	
	-	-	
	-	-	

① 対象期間は公告等で確認してください。
※工期の始期が対象以前でも、対象期間
以降に履行していれば、対象となる。

7. 技術資料の各種様式について

■ 技術資料の各種様式作成における注意点・チェックポイント

○ 技術資料様式3：「企業に対する競争参加資格及び評価等」

(2) 指名停止

開札予定日（令和8年5月12日）が減点対象期間内にある指名停止措置の有無、指名停止期間、減点対象期間を記載すること。

指名停止 有 ☐ 指名停止期間（○箇月間： 年 月 日から 年 月 日）
減点対象期間（○箇月間： 年 月 日から 年 月 日）
該当なし 無 ☐

(3) 開札予定日現在で有効な経営事項審査等

開札予定日現在で有効な経営規模等評価結果通知書の通知日及び審査基準日を記載すること。

①通知年月日：（令和 年 月 日）
②審査基準日：（令和 年 月 日）

（注1）

以下に該当する者は、原則、開札予定日現在で有効な経営規模等評価結果通知書（開札予定日現在で有効で直近のもの）の写しを提出すること。

- ・国土交通大臣許可の者
- ・大分県以外の都道府県知事許可の者
- ・大分県知事許可の者で合併等により大分県が入札参加資格の承継又は再認定を認めた者

※提出が必要で、提出されていない場合は、競争参加資格がないものとして取り扱う。ただし、事前に発注者の承認を得て、その他の資料が提出された場合は除く。

経営規模等評価結果通知書の有効期間：

審査基準日（決算日）から起算して1年7ヶ月の間となる。結果通知書を受け取ってからの期間でない。

② 必要な様式が提出されていない場合は、競争参加資格がないものとして取り扱うため、注意すること。

(4) 優良工事表彰履歴

令和7年度に大分県土木建築部の優良建設工事表彰（土木建築部表彰、工事検査室長表彰及び土木事務所表彰）を受賞した土木一式工事（一般土木等）を記載すること。

有 ☐ 工事名（ ）
発注者名（ ）
無 ☐

(5) ワーク・ライフ・バランス関連の認定・表彰等

開札予定日現在で有効な認定及び表彰等の有無を記載のうえ、当該事実が確認できる資料を併せて添付すること。

有 ☐ 国の認定又は表彰 認定等の名称（ ）
☐ 国の認定又は表彰の基準となる計画等の届出等 認定等の名称（ ）
無 ☐

③ 原則、証明資料が必要となる。
入札公告の「別添 技術資料等作成における注意事項」に記載の証明資料を添付する。

(6) 特定工事（業務）の受注実績

大分県土木建築部が発注した大分土木事務所管内の特定工事（業務）で、令和6年度、令和7年度に完了した受注履歴を記載すること。

有 ☐	工事（業務）名		工事（業務）名	
	発注者名		発注者名	
無 ☐				

注意事項

- 1 共同企業体として参加する場合は、構成員ごとに作成すること。

7. 技術資料の各種様式について

■ 技術資料の各種様式作成における注意点・チェックポイント

○ 技術資料様式4：「過去4年間の工事成績評定点（平均値）」

技術資料様式4
(R8)

(用紙A4)

過去4年間の工事成績評定点（平均値）

会社名：

番号	発注者名	工事名	契約金額	検査年月日	工事成績評定点
				令和 年 月 日	点
				令和 年 月 日	点
				令和 年 月 日	点
				令和 年 月 日	点
				令和 年 月 日	点
				令和 年 月 日	点
				令和 年 月 日	点
				令和 年 月 日	点
				令和 年 月 日	点
				令和 年 月 日	点
				令和 年 月 日	点

[共通の注意事項]

- ・ 発注者へ事前に確認が可能。
- ・ 応急工事及び発注者から評価対象外と通知された工事は対象外となる。
- ・ 土木一式工事は請負代金額3,500万円以上に限る。

7. 技術資料の各種様式について

■ 技術資料の各種様式作成における注意点・チェックポイント

○ 技術資料様式5：「配置予定技術者に対する競争参加資格及び評価等」

技術資料様式5
(用紙B)

(用紙A4)

配置予定技術者に対する競争参加資格及び評価等

会社名： _____

(1) 配置予定技術者の保有する資格等

第2の2に掲げる競争参加資格に留意のうえ、保有する資格等を記載すること。

主任（監理）技術者	氏 名	生 年 月 日		年 月 日
	雇 用 年 月 日	年 月 日		※添付資料は雇用関係等の要件を満たすことが確認できる資料を提出すること。
法令による資格・免許	資 格 名 称			
	取 得 年 月 日	年 月 日	登 録 番 号	
監理技術者資格者証	取 得 年 月 日	年 月 日	登 録 番 号	
	監理技術者講習修了年月日	年 月 日		

(2) 同種工事の施工経験

別表1の評価基準に留意のうえ、同種工事の内容を記載すること。

同 種 工 事	-		評 価 対 象	
	-		別表3の欄に掲げた道路・河川工事（農道・林道工事の評価対象としない。）平成28年4月1日以降、技術資料等提出期間の日までに履行した請負代金額2千5百万円以上の土木一式工事に限る。	
工 事 名 称 等	工 事 名	-		
	発注機関	-		
	工事場所	-		(都道府県名)
	契約金額	-		
	工 期	-		○年○月○日～○年○月○日 (上記のうち、従事した期間：○年○月○日～○年○月○日※途中交代があった場合のみ記入) 工場製作を含む工事における現地施工の期間：該当する場合のみ記入 ○年○月○日～○年○月○日
	発注形態等	-		☐ 単体 ☐ JV (出資比率 %)
	CORINS登録番号	-		
	従事区分等	-		☐ 主任（監理）技術者 ☐ 監理技術者補佐 ☐ 現場代理人 従事当時保有していた資格名称（ 取得年月日（ 年 月 日 ） ※現場代理人としての経験の場合のみ記入する。なお、上記、「法令による資格・免許」で記載した「資格名称」と異なる場合は、当該免許等の写しを併せて添付すること。
工 事 概 要	-			
	-			
	-			
	-			
	-			

① 対象期間は公告等で確認してください。
※工期の始期が対象以前でも、対象期間以降に履行していれば、対象となる。

② 評価対象工事について、技術者の途中交代がある場合や工場製作を含む工事である場合は、注意してください。

7. 技術資料の各種様式について

■ 技術資料の各種様式作成における注意点・チェックポイント

○ 技術資料様式5：「配置予定技術者に対する競争参加資格及び評価等」

(3) 工事成績評定点の最高点

配置予定技術者が主任（監理）技術者又は監理技術者補佐として従事し、令和4年4月から令和8年3月の間に完成検査を受けた、大分県土木建築部発注の最終請負金額が2千5百万円以上の土木一式工事のうち、最高（7.5点以上）の評定点の工事を記載すること。（なお、災害復旧事業の応急工事及び発注者から評価対象外と通知された工事を除く。）

① 工事名		② 発注機関	
③ 工事成績評定点	点	④ CORINS登録番号	
⑤ 工期	年 月 日 ～ 年 月 日	⑥ 従事期間	年 月 日 ～ 年 月 日
⑦ 現地施工期間	年 月 日 ～ 年 月 日	⑧ 従事区分等	☐ 主任（監理）技術者・ ☐ 監理技術者補佐・ ☐ 現場代理人

※現場代理人としての経験の場合は、記載工事に配置された時点で「別添4」に記載された資格を有していた場合のみ評価対象とするため、(1)の「法令による資格・免許」で記載した「資格名称」と異なる場合は、下記に資格名称や取得年月日を記載のうえ、当該免許等の写しを併せて添付すること。

従事当時に有していた資格名称		取得年月日	年 月 日
----------------	--	-------	-------

③ 評価対象工事において、工場製作を含む工事である場合は注意すること。

(4) 優良工事担当履歴

配置予定技術者が、令和6年度・令和7年度に大分県土木建築部の優良建設工事表彰（土木建築部長表彰、工事検査室長表彰及び土木事務所長表彰）を受賞した土木一式工事（一般土木等）に主任（監理）技術者として従事した状況を記載すること。（現場代理人又は監理技術者補佐としての経験は、技術評価の対象としない。）

有 ☐ 受賞年度：（ ☐ 令和6年度 ） （ ☐ 令和7年度 ）
 無 ☐

「有」の場合	① 工事名		② 発注者名	
	③ CORINS登録番号		④ 工事期間	年 月 日 ～ 年 月 日
	⑤ 従事期間	年 月 日 ～ 年 月 日	⑥ 現地施工期間	年 月 日 ～ 年 月 日

④

(5) 継続教育（CPD）の取組

配置予定技術者の継続教育（CPD）の取得状況を記載すること。

① 取組あり ☐ （ ユニット ） ※学習履歴証明書を添付すること。
 ② 取組なし ☐

⑤

注意事項

- 配置予定の技術者に複数の候補技術者を記載する場合は、技術者ごとに作成すること。ただし、いずれの候補技術者も競争参加資格の要件を満たしていること。
- 共同企業体として参加する場合は、構成員ごとに作成すること。

④ 下記の点に注意すること。

- 主任（監理）技術者、専任特例の適用をうける主任（監理）技術者として従事した公告案件と同じ評価工種区分の受賞工事が対象となる。
- 現場代理人又は監理技術者補佐としての従事したものは対象外となる。
- 過去の所属企業における受賞歴も対象となる。
- 評価対象工事において、工場製作を含む工事である場合は注意すること。

⑤ 取組があっても、有無のチェックが無ければ評価しない。

7. 技術資料の各種様式について

■ 技術資料の各種様式作成における注意点・チェックポイント

○ 技術資料様式5：「配置予定技術者に対する競争参加資格及び評価等」

【配置予定技術者を複数の候補技術者を記載した場合】

- ・ 証明資料（技術資料）：技術者毎に必要
- ・ 評価方法：以下の手順により評価する。
 - （1）技術者毎に、評価項目（「技能者（建設マスター・登録基幹技能者）の活用計画」を除く、配置予定技術者の能力）の合計点を算出する。
 - （2）各技術者の合計点を比較する。
 - （3）各技術者の合計点の最も低い者の点数を採用する。

[注意点]

- ・ 候補技術者のすべてが配置予定技術者として認められない場合は、入札無効とする。
- ・ 候補技術者の中に競争入札参加資格が確認できない者を記載している場合は、「技能者（建設マスター・登録基幹技能者）の活用計画」を除く、配置予定技術者の能力は評価点0点とする。

7. 技術資料の各種様式について

■技術資料の各種様式作成における注意点・チェックポイント

○ 技術資料様式5：「配置予定技術者に対する競争参加資格及び評価等」

【工場製作を含む工事である場合】

- ・様式に「配置予定の工程」が表示される

(7) 配置予定の工程

工場製作のみ ☐ 現地施工のみ ☐ 工場製作・現地施工両方 ☐

[注意点]

- ・評価対象とするのは、「現地施工のみ」または「工場製作・現地施工両方」に記入がある技術者とする。
- ・技術者の配置期間が未記入の場合は、「工場製作期間中に配置する技術者」として取り扱う。
- ・以下のいずれかの項目に該当する場合は、**競争入札参加資格を満たしていないものとし、入札無効**とする。

(1) 配置予定技術者を1名記載した場合で、以下のいずれかの項目に該当

- ア「工場製作・現地施工両方」が未記入かつ、「工場製作のみ」又は「現地施工のみ」も未記入
- イ 公告に掲げる要件を満たしていない（満たしていることが確認できない場合を含む）

(2) 配置予定技術者を複数名記載した場合に以下の全ての項目に該当

- ア 全ての「工場製作のみ」に配置する技術者が公告に掲げる要件を満たしていない、又は、全ての「現地施工のみ」に配置する技術者が公告に掲げる要件を満たしていない
 - イ 全ての「工場製作・現地施工両方」に配置する技術者が公告に掲げる要件を満たしていない
- ※要件を満たしていることが確認できない場合を含む

候補技術者が1名のみ記載された場合の
配置予定の工程に関する競争入札参加資格の考え方

配置する 入札の 無効/有効	工場製作のみ	現地施工のみ	工場製作・現地施工 両方
無効	×	×	×
	○	×	×
	×	○	×
	公告に掲げる要件を満たしていない		
有効	×	×	○
	○	○	×
	○	○	○

凡例
○：配置予定の工程のチェックボックスにチェックがある
×：配置予定の工程のチェックボックスにチェックがない

複数の候補技術者が記載された場合の
配置予定の工程に関する競争入札参加資格の考え方

技術者の 入札の 無効/有効	工場製作期間中 に配置する技術者	現地施工期間中 に配置する技術者	工場製作・現地施工 両方に 配置する技術者
無効	×	×	×
	○	×	×
	×	○	×
有効	×	×	○
	○	○	×
	○	○	○

凡例
○：記載された技術者のうち、**いずれかの**技術者が公告に掲げる要件を満たしている
×：記載された**全ての**技術者が公告に掲げる要件を満たしていない

 おんせん県おおいた

○ 技術資料様式5-2：「技能者（建設マスター・登録基幹技能者）の活用計画書」

(用紙A4)

会社名:

7. 技術資料の各種様式について

■ 技術資料の各種様式作成における注意点・チェックポイント

- 技術資料様式6 : 「防災協定締結状況確認書」
- 技術資料様式6-2 : 「証明書」

技術資料様式6
(R8)

(用紙A4)

防災協定締結状況確認書

会社名:

開札予定日現在における、当社（当社が所属する団体）の大半県管理公共施設を対象とした防災協定締結状況は下記のとおりです。

(1) 大半県管理の公共施設を対象とした防災協定

① 有 ☐

② 無 ☐

① 協定があっても、有無のチェックが無ければ評価しない。

(2) 契約の相手方

① 大半県 土木事務所等名称 ()

(3) 協定者

① 会社単独 ☐

※協定書写しを添付
(発注者との間で協定を締結している場合を除く。)

② 加入する団体 ☐ 団体名称 ()

※証明書（技術資料様式6-2）及び協定書の写しを添付
(発注者との間で協定を締結している場合、協定書の写しは省略できる。)

注意事項

- 該当する項目の□に✓（又は■）を記入すること。必要事項を記入すること。
- (1)において、「無」の場合は、以下の記載は不要とする。
- 技術資料提出後、開札予定日まで上記事項に変更があった場合は、書面により、速やかに申し出る。
- 必要な確認資料（証明書及び協定書写し）が添付されていない場合は、評価の対象となる防災協定が締結されていないものと見なす。なお、協定の手続き等で開札予定日を含む協定書の添付、証明が困難な場合は、技術資料様式6-2に代えて、開札予定日を含む期間内においても継続して活動に携わる者である旨の第三者による証明書を添付すること（様式任意）。
- 記載内容が事実と異なる場合及び記載内容に変更が生じたにもかかわらず申し出がなかった場合は入札を無効とし、落札決定されていた場合は、落札決定を取り消すものとする。
- 共同企業体の場合は、構成員ごとに作成すること。

技術資料様式6-2
(R8)

(用紙A4)

証明書

③ 協定書との期間と一致していること。

(協定締結機関名) (団体名)
〇〇〇〇 と 〇〇〇〇
年 月 日 から 年 月 日

下記の者は、
との間で締結した防災協定に基づき、
の期間内において、その活動に携わる者であることを証明します。

④ 必ず記載すること。

年 月 日

(団体名)

証明者:

印

記

住所

商号

代表者

⑤ 押印がない場合、
評価しない。

注意事項

- 協定書の写しを添付すること。(※発注者との間で協定を締結している場合を除く。)
- 証明する期間は、協定書に記載されている期間と合致すること。なお、協定書の期間が「自動更新する」形式のものは、直近の更新後の期間を証明すること。※証明された期間内に開札予定日が含まれていない場合及び協定書に記載されている期間と異なる場合は、証明書が添付されていないものとみなす。
- 会社単独で協定を締結している場合は作成不要。
- 「証明日」「団体名」「証明者」の記載及び「証明印」がない場合は、証明書が添付されていないものとみなす。
- 共同企業体の場合は、構成員ごとに作成すること。

7. 技術資料の各種様式について

■ 技術資料の各種様式作成における注意点・チェックポイント

○ 技術資料様式8：「県内企業の活用計画」

技術資料様式8

(用紙A4)

(R8)

県内企業の活用計画

会社名：

当該工事に係る当社の県内企業の活用計画等は下記のとおりです。

(※該当する区分の□に✓(又は■)を記入すること。)

(1) 元請の本店所在地

- ☐ ① 大分県内
- ☐ ② 大分県外

(2) 下請発注計画

当該工事に係る全ての建設工事に関する下請け(二次下請以降も含む)の発注計画について、次のいずれか1つを選択のうえ記載すること。

(※一件の請負金額が500万円以上となる全ての建設工事の下請(二次下請以降も含む)について記載する。)

- ☐ 全て自社施工とする。(下請契約における一件の金額が全て500万円未満である場合を含む。)
- ☐ 一件500万円以上の下請契約(二次下請以降も含む)は、全て県内企業に発注する。
- ☐ 上記以外(県外企業に対して発注する場合や下請発注計画が未定である場合等)

注意事項

1. 当該工事に係る県内企業の活用計画を記載すること。適用対象は全ての下請契約(二次下請以降も含む。)とする。※県内企業とは、大分県内に建設業法上の主たる営業所(本店)を有する企業とする。県外に主たる営業所(本店)があり、県内に支店、営業所等がある企業は、ここでの県内企業には当たらない。また、県外企業と県内企業で結成した共同企業体はここでは県内企業とする。
2. 県内元請業者が、全て自社施工する場合は評価する。県外元請業者が、全て自社施工する場合は評価しない。
3. 活用計画が落札者決定に反映された場合に、最終的な実績と異なる場合は、工事成績評定点を減点するとともに、指名停止要領に基づく指名停止を行うことがある。

4. 施工計画に関する技術提案を行う場合、技術提案における特殊な工法に係る下請契約は、県内企業の活用の適用外とする。

7. 技術資料の各種様式について

■ 技術資料の各種様式作成における注意点・チェックポイント

○ 技術資料様式12：「自己採点表（試行用）」

自己採点表（試行用）

工事名：令和6年度××県××市××区××町××番地××番地
会社名：_____

自己採点欄に各評価項目の自社の点数を記入すること。
希望者には、随時決定後、発注者が評価した結果を記載した採点表の写しを交付する。

評価項目	評価基準	配点	自己採点	評価結果
企業の技術力	企業の施工実績	過去10年間の同種工事（道路・街路工事）の施工実績	国又は大分県発注工事の実績あり	1.0
	※評価期間：H28.4.1～技術資料等提出期限の日	国又は大分県発注工事以外の公共工事の実績あり	0.5	
	※道路・街路工事は請負代金額2千5百万円以上の土木一式工事に限る。	上記以外	0.0	
	過去4年間の工事成績評価点の平均値	82点以上	1.8	
	※評価期間：R4.4.1～R8.3.31	80点以上82点未満	1.6	
	※請負代金額2千5百万円以上の工事成績に限る。	78点以上80点未満	1.4	
		76点以上78点未満	1.2	
		74点以上76点未満	1.0	
		上記以外（成績なし）	0.0	
	令和7年度の優良工事表彰履歴	土木建設部長表彰の実績あり	0.2	
	※土木一式工事（一般土木等）での受賞のみ評価対象とする。	工事検査部長表彰又は土木事務所長表彰の実績あり	0.1	
		上記以外	0.0	
	フータ・ライフ・バランス関連の認定・表彰等	国の認定又は県の表彰の実績あり	0.2	
		国の認定又は県の表彰と異なる評価等の提出等あり	0.1	
		上記以外	0.0	
	指名停止等措置	指名停止等措置なし	0.0	
	※指名停止等措置要領（昭和60年3月8日大分県告示第247号）に基づく指名停止	指名停止措置（3箇月未満）	-0.2	
		指名停止措置（3箇月以上）	-0.5	
加算点小計			3.2	
配管予定技術者の能力	過去10年間に履行した同種工事（道路・街路工事）の施工経験	①主任（監督）技術者又は現場代理人として従事		
	（評価対象となる技術者等の区分）	国又は大分県発注工事の実績あり	1.3	
	①主任（監督）技術者又は現場代理人として従事	国又は大分県発注工事以外の公共工事の実績あり	0.7	
	②配管技術者補佐として従事	上記以外	0.0	
	※評価期間：H28.4.1～技術資料等提出期限の日	②配管技術者補佐として従事		
	※道路・街路工事は請負代金額2千5百万円以上の土木一式工事に限る。	国又は大分県発注工事の実績あり	0.7	
		国又は大分県発注工事以外の公共工事の実績あり	0.4	
		上記以外	0.0	
	過去4年間の工事成績評価点の最高値	①主任（監督）技術者又は現場代理人として従事		
	（評価対象となる技術者等の区分）	85点以上の評価あり	1.2	
	①主任（監督）技術者又は現場代理人として従事	80点以上85点未満の評価あり	1.0	
	②配管技術者補佐として従事	75点以上80点未満の評価あり	0.8	
	※評価期間：R4.4.1～R8.3.31	上記以外（成績なし）	0.0	
	※請負代金額2千5百万円以上の工事成績に限る。	②配管技術者補佐として従事		
		85点以上の評価あり	0.6	
		80点以上85点未満の評価あり	0.5	
		75点以上80点未満の評価あり	0.3	
		上記以外（成績なし）	0.0	
	令和6年度、令和7年度の優良工事表彰履歴	土木建設部長表彰の実績あり	0.3	
	※土木一式工事（一般土木等）での受賞のみ評価対象とする。	工事検査部長表彰又は土木事務所長表彰の実績あり	0.2	
	※主任（監督）技術者として従事した工事に限る。	上記以外	0.0	
加算点小計			3.4	
加算点合計			10.0	
地域・社会貢献度	地理的条件（地域精通度）	建設業法上の主たる営業所（本店）の所在地		
	防災活動等による貢献	大分県管理の公共施設を対象とした防災協定		
	県内企業の活用	当該工事に係る大分県内企業の活用計画 ※請負代金額500万円以上となる全ての建設工事の下請契約		
	特定工事（業務）の受注実績	過去2年間の特定工事（業務）の受注実績 ※土木建設部長が発注した大分土木事務所管内の特定工事（業務）に限る。 ※令和6年度、令和7年度に完了したものに限る。	2件以上の受注実績あり 1件の受注実績あり 上記以外	0.2 0.1 0.0
	加算点小計			3.4
加算点合計				10.0

留意事項

同種工事	道路・街路工事	道路・林道工事を評価対象としない。
工事成績評価点	企業	大分県土木建築部発注の土木一式工事に限る。ただし、災害復旧事業の応急工事及び発注者から評価対象と通知された工事は除く。
配管予定技術者		
自己採点表（試行用）の取扱い		本案件は、技術資料提出時に入札参加者から「自己採点表（試行用）」の提出を求める案件です。試行期間中に入札公告を行った工事は、「自己採点表」の提出の有無や記載誤りにより、技術評価及び随時決定に影響はありません。

「自己採点」と「評価結果」が異なる場合は、下記のとおり取り扱う。

- ① 過大評価の場合（例：自己採点1.0点、評価結果0.5点）
⇒「0.0点」とする
- ② 過少評価の場合（例：自己採点0.5点、評価結果1.0点）
⇒「0.5点」とする。

7. 技術資料の各種様式について

■技術資料の各種様式作成における注意点・チェックポイント

【選択JV制を適用した案件で、JVで入札した場合】

- 証明資料：原則、構成員毎に技術資料を作成
- 評価方法：以下の手順により評価する。
 - (1) 各評価項目を構成員毎に評価する。
 - (2) 各評価項目で各構成員の評価点を比較する。
 - (3) 各評価項目で各構成員の高い方の評価点を採用し、その合計を評価点とする。
 - (4) ただし、技術者の評価点は、各構成員の技術者（1人）の合計点で比較し、合計点が高い方で評価する。

【注意点】

- 入札無効の取扱いとは各評価項目の注意点を参照のこと。
- 各構成員が複数の候補技術者を記載した場合（JVの1構成員が2名以上技術者を記載した場合）は、その構成員の中で「配置予定技術者を複数の候補技術者を記載した場合の評価」により評価し、その構成員の配置予定技術者の能力とする。その後に、上記「評価方法（4）」により評価する。

【共通事項】

「5. 評価項目について」、「6. 技術資料の各種様式について」で記載している注意点などは、公告や各様式に記載されている。

【記載されている主な箇所】

- 「競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項」の注意事項
- 「技術資料等の作成等」の留意点、注意事項
- 「技術資料等作成における注意事項」
- 「別記様式1」、その他「各技術資料様式」の注意事項

8. 技術提案等の評価結果の開示について



おんせん県おおいた

【対応する機関】

- ・ 施工計画等評価タイプ（計画タイプ）
⇒ 公共工事入札管理室
- ・ 施工実績等評価タイプ（実績タイプ）
⇒ 各発注機関

【注意点】

- ・ 開示期間は落札決定後～次年度末まで

※大分県ホームページに掲載している資料

①施工計画等評価タイプの評価結果開示（土木建築部）

評価結果の開示は「公共工事入札管理室（県庁）」でおこないます。

- 入札参加者からの申し出により自社のみ開示します。
- 施工計画に関する技術的所見の評価結果は、評価の有無、評価しない理由を開示します。
- 落札者には評価結果開示資料を発注者より通知します。
- 開示期間は落札者決定後から次年度までとします。
- 開示は大分県電子申請システムにて申請してください。

【手 順】

1. 大分県電子申請システムにて必要事項を記載して開示を申請する。
※記載内容の不備や本人確認ができない場合、担当者より連絡をします。
2. Eメールで評価結果資料が届く。
3. 評価結果に質疑があれば、電話や対面、オンラインにて面談ができる。
大分県電子申請システムに必要事項を記載して面談を申請する。
※面談が長時間とならないよう事前に質問事項等を整理してください。
技術提案の評価の質疑では評価の有無、評価しない理由を開示します。
評価した提案の評価点内訳、評価した理由は開示しません。
オンライン面談の場合は、Zoomを原則とします。対応が困難な場合は相談してください。
4. Eメールで面談の案内が届く。

②施工実績等評価タイプの評価結果開示（土木建築部）

評価結果の開示は「各発注機関」でおこないます。

- 入札参加者からの申し出により自社のみ開示します。
- 開示期間は落札者決定後から次年度までとします。
- 開示の申請は公告に記載された担当部局へご連絡ください。
- 来庁の際には所属（会社）と本人確認の為、名刺等をお持ちください。

【手 順】

1. 電話にて各発注者へ下記事項を伝えて、開示の申請をおこない、開示の日時を予約する。
①開示する工事番号、工事名、路河川名、②会社名、③担当者氏名、④担当者の連絡先（電話番号）
2. 予約日時に発注機関へ訪庁する。
3. 本人確認を行い、自社の評価結果を開示を受ける。
※所属（会社）と本人確認の為、名刺等をお持ちください。

9. 技術提案等の履行確認について

■不履行となる場合の対応

- ・履行が困難となる可能性がある場合、発注機関に報告を行うこと。

[措置となる例]

○ 主任（監理）技術者の能力（技術者が交代となった場合）

- ・加算点が入札時と同等以上 ⇒ 措置なし
- ・ // 同等未満 ⇒ 措置あり ※ただし、死亡、傷病又は被災による交代の場合は措置なし

○ 県内企業の活用

- ・施工体制台帳等から県外企業（請負代金額500万円以上）が確認された場合、「別表1 評価基準等」の留意事項に記載されている適用外の工種である ⇒ 措置なし
- ・ // 適用外の工種でない ⇒ 措置あり

【別表1 評価基準等 留意事項（例）】

留意事項		
国又は大分県発注工事以外の公共工事		入札公告を参照のこと。
同種工事	道路・街路工事	農道・林道工事を評価対象としない。
工事成績評定点	企業	大分県土木建築部発注の舗装工事に限る。ただし、災害復旧事業の応急工事及び発注者から評価対象外と通知された工事は除く。
	配置予定技術者	
指名停止措置の有無		入札公告を参照のこと。
配置予定技術者の能力	主任（監理）技術者の経歴	入札公告を参照のこと。
	現場代理人の経歴	
	1級土木施工管理技士等	入札公告の別添4の業種区分（舗装工事）に応じた資格。ただし、監理技術者資格は除く。
	2級土木施工管理技士等	2級土木施工管理技士、2級建設機械施工技士
県内企業の活用		以下に係る下請契約は、県内企業の活用計画の適用外とする。 「サンドコンパクション工」、「ケーソン工」、「深層混合処理工」、「エレベーター」

※適用外の工種が記載されている

10. 「災害」にともなう総合評価方式の特例措置について



■ 「災害」にともなう総合評価方式の特例措置とは

- ・被災箇所における早期の工事着手を目的として発注方式等の変更を行うもの

※ 特例措置が講じられた場合、大分県公共工事入札管理室HP等にてお知らせします。

[注意点]

- ・通知毎で対象となる災害、工種、発注機関（土木事務所）等が異なるため、適用可能か確認を行うこと。

(例)

お知らせ

令和7年発生災害に伴う特例措置について(概要)

目 的

令和2年から令和6年発生災害については、入札方式や配置技術者等について特例措置を講じ、これらの災害復旧事業等について、早期完成に向け鋭意工事を進めているところです。令和7年においても、8月豪雨などに伴い一定程度の災害が発生した地域では、公共土木施設の早期復旧及び災害関連工事の着実な執行を図ることを目的に、以下の対象工事等に対して特例措置を講じます。

対象工事等

令和7年に発生した災害による災害復旧事業等のうち、工事内容が一般的で高度な技術を要しない工事を対象に、原則、以下の工事とします。

1. 対象工事

標記に伴う災害復旧事業及び災害に関連する事業の工事

2. 対象工種

- ① 一般土木工事（土木一式工事）
- ② 舗装工事（コンクリート舗装工事等の特殊工事を除く。）
- ③ 法面表面浸食防止工事（とび・土工・コンクリート工事）

3. 対象土木事務所

日田土木事務所

特例措置の内容

1. 総合評価発注方式について

予定価格5千万円以上の工事でも、総合評価発注方式の対象としないことができるほか、予定価格2億円以上の工事においても、施工実績等評価タイプを適用することができることとします。

2. 配置技術者の雇用関係について

専任の主任技術者及び専任の監理技術者の雇用関係について、契約日の前日までに直接的な雇用関係があることを要件とします。

3. 市が発注する災害復旧工事との現場代理人の兼務について

市と県との間で事前協議が整い、市が発注する災害復旧工事について、工事箇所が県発注工事に近接し、一体的に施工することが合理的であると判断された場合で、市が随意契約するものに限り、現場代理人の兼務を認めることとします。

4. 現場代理人の兼務について

2件までの兼務に加えて、兼務する工事のうち1件以上が災害復旧工事等である場合には、現場代理人の兼務を3件まで認めることとします。

ただし、兼務している又は兼務する工事いずれかの工事現場から直線距離で10km以内又は同一の市町内であることを要件とします。

特例措置の適用時期

令和7年11月10日以降、入札公告又は指名通知を行う工事について適用します。